

刑務共済組合運営規則

(昭和38年10月16日制定)

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 支部運営協議会 (第 5 条)
- 第 3 章 組合員 (第 6 条～第 1 5 条)
- 第 4 章 給付 (第 1 6 条～第 2 6 条)
- 第 5 章 福祉事業 (第 2 7 条)
- 第 6 章 掛金等及び負担金 (第 2 8 条～第 3 7 条)
- 第 7 章 任意継続組合員に係る特例 (第 3 8 条～第 4 3 条)
- 第 8 章 財務 (第 4 4 条～第 4 7 条)
- 第 9 章 監査 (第 4 8 条～第 5 5 条)
- 第 1 0 章 雑則 (第 5 6 条～第 5 8 条)
- 附 則
- 別 表

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規則（以下「規則」という。）は、国家公務員共済組合法（昭和33年法第128号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、刑務共済組合（以下「組合」という。）の業務執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「本部」、「支部」、「所属所」、「本部長」、「支部長」、「所属所長」又は「監査員」とは、それぞれ刑務共済組合定款（以下「定款」という。）第3条、第4条又は第28条に規定する本部、支部、所属所、本部長、支部長、所属所長又は監査員をいう。

(所属所)

第3条 定款第3条第3項に規定する所属所は、別表第1左欄に掲げる支部にそれぞれ対応する同表右欄に掲げる機関とする。

(権限の委任)

第4条 本部長は、法務大臣（以下「大臣」という。）の権限のうち、次に掲げるもの以外のものを処理する。

- (1) 刑務共済組合運営審議会の委員を任命すること。
 - (2) 定款を変更すること。
 - (3) 運営規則を制定し、及び変更すること。
 - (4) 組合の事業計画並びに予算及び決算書類を作成すること。
- 2 本部長は、その所掌事務の一部を矯正調査官の職にある者に委任することができる。
- 3 支部長は、本部長の命を受け、当該支部に係る次に掲げる業務を執行する。ただし、重要事項については、この限りでない。
- (1) 組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特別療養証明書の発行並びに組合員原票の整理その他組合員に関する事項
 - (2) 被扶養者の認定、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「令」という。）第11条の3の3及び令第11条の3の6に規定する高額療養費を支給するために必要な認定に関する事項
 - (3) 法第50条に規定する短期給付及び定款第17条に規定する附加給付（以下「短期給付」という。）の決定及び支払いに関する事項
 - (4) 組合の事業計画並びに予算及び決算書類を作成すること。
 - (5) 法第47条第1項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項
 - (6) 福祉事業の運営に関する事項
 - (7) 標準報酬の決定及び改定並びに標準期末手当等の額の決定並びに標準報酬月額決定及び改定並びに標準賞与額の決定に関する事項
 - (8) 掛金等（法第100条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）の収納及び還付に関する事項
 - (9) 資産の管理その他財務に関する事項

(10) 前号に掲げるもののほか、この規則に規定する事項又は本部長が特に委任した事項

4 支部長は、必要があると認めるときは、本部長の承認を受けて、その権限の一部を所属所長又は所属の職員に委任することができる。

第2章 支部運営協議会

(支部運営協議会)

第5条 支部に支部運営協議会を置くことができる。

2 支部運営協議会の組織及び運営については、本部長の承認を得て、支部長が定める。

第3章 組合員

(組合職員の範囲)

第6条 法第125条に規定する組合職員は、次に掲げる者とする。

(1) 常時勤務に服することを要する者（令第2条第2項第1号又は第2号に掲げる者に相当する者を除く。）

(2) 常時勤務に服することを要しない者のうち、令第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者に相当する者（前号に該当する者が同項第1号又は第4号に掲げる者に相当する者となつた場合に限る。）

(標準報酬の決定通知等)

第7条 支部長は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第96条の2に基づき標準報酬の決定又は改定をしたときは、本部長が別に定める標準報酬決定通知書又は標準報酬改定通知書により所属所長を通じ組合員の給与支給機関に通知しなければならない。

2 標準報酬の組合員への通知は、支部又は所属所において、当該組合員の標準報酬を閲覧に供することによりこれに代えるものとする。

(組合員の異動報告)

第8条 所属所長は、新たにその所属の組合員となつた者があるとき、又はその所属の組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、本部長が別に定める組合員異動報告書を支部長に提出しなければならない。

(1) 組合員の種別に異動があつたとき。

(2) 組合員の氏名及び住所に変更があつたとき。

(3) 当該所属所に所属する組合員でなくなつたとき。

(4) 組合員が休職若しくは停職となつたとき、又は復職したとき。

2 支部長は、前項の報告書を受領したときは、これに基づいて、組合員原票に相当事項を記入し、所要の整理をしなければならない。

(組合員原票の送付)

第9条 支部長は、その所属の組合員が他の支部、他の国家公務員共済組合（以下「他の組合」という。）又は地方の組合（法第74条第2項に規定する地方の組合をいう。）に属する組合員となつたときは、組合員原票を当該支部長、当該他の組合又は当該地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(長期組合員資格取得届等の提出)

第10条 施行規則第87条の2、第87条の2の2及び第87条の2の3に規定する書類を連合会に提出する場合は、所属所長及び支部長を経由して、本部長に提出するものとする。

(連合会非加入組合に転出した場合の組合員の異動報告)

第11条 支部長は、その所属の組合員が国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を組織する組合以外の組合(以下「連合会非加入組合」という。)に転出した場合又は連合会非加入組合から当該支部に転入した者があつた場合には、速やかに本部長が別に定める組合員転入転出届書を本部長に提出しなければならない。この場合において、連合会非加入組合に転出した者に係る組合員転入転出届書には、施行規則第87条の2第2項の規定による前歴報告書を提出した後の履歴事項を記載した履歴書又は組合員期間等証明書を添付しなければならない。

(被扶養者の申告等の手続き)

第12条 組合員は、施行規則第4章及び第5章により、被扶養者申告書、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、組合員証等再交付申請書又は限度額適用・標準負担額減額認定申請書その他の書類を組合に提出する場合には、その所属所長を経由して支部長に提出するものとする。

2 前項の場合において、組合員証等再交付申請書の提出理由が、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の亡失によるものであるときは、始末書を添えなければならない。

3 支部長は、施行規則第4章及び第5章により、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証若しくは限度額適用標準負担額減額認定証を組合員に交付又は返付する場合は、所属所長を経由して行うものとする。

4 支部長は、被扶養者の認定に当たつて必要があると認めた場合には、組合員から、その関係書類の提出を求めることができる。

(組合員証等の記載事項の訂正)

第13条 組合員は、施行規則第4章及び第5章の規定により、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の記載事項の訂正を受けるときは、遅滞なく、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に本部長が別に定める組合員証等記載事項変更申告書を添えて行うものとする。

(組合員証の返納)

第14条 組合員は、他の支部又は他の組合へ異動したときは、遅滞なく、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を前の支部に返納しなければならない。

(組合員証整理簿)

第15条 支部長は、施行規則第94条の規定により組合員証整理簿を備え、組合員証の交付、検認、更新、返納、その他組合員証の整理に必要と認める事項を記載し、整理しなければならない。ただし、組合員証を交付する場合において、所属所が遠隔地にある組合員でその受領印を徴することが困難であるときは、当該組合員から提出される組合員受領書をもつてこれに代えることができる。

第4章 給付

(医療機関又は薬局との契約)

第16条 組合は、法第55条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体、公共企業体等又は他の組合（他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行うものを含む。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 組合は、法第55条第5項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか国立療養所、国立病院及び公立病院と契約することができる。

3 前2項の契約は、大臣又はその委任を受けた者でなければできない。

4 大臣又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診療に要する費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手續、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間、その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

5 大臣又はその委任を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合は、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

6 組合は、第1項又は第2項の契約をしたときは、契約をした医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を記録した書類を本部及び支部に備え付け、組合員の閲覧に供するものとする。

(一部負担金の減免)

第17条 組合員は、前条第1項に規定する医療機関又は薬局のうち契約で定めるものから療養の給付を受ける場合には、当該契約の定めるところにより、法第55条第2項に規定する一部負担金に相当する金額の全部又は一部の支払を要しない。

(一部負担金の支払い)

第17条の2 組合員は、法第55条第1項第1号に掲げる連合会の経営する医療機関又は薬局から同項の規定により療養の給付を受けた場合には、同条第2項の規定の例により算定した金額を一部負担金として支払われなければならない。

2 前項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

3 組合員は、組合の経営する医療機関又は薬局から法第55条第1項の規定により療養の給付を受けた場合には、本部長が別に定める金額を同条第3項に規定する一部負担金として支払わなければならない。

(診療報酬請求書の審査等)

第18条 組合は、法第55条第1項第3号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第55条の3第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関又は法第56条の2第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）から受けた組合員及び被扶養者の医療の費用の請求があつた場合には、保険医療機関等より提出された診療報酬請求書の内容を審査の上、当該費用の支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は診

療報酬請求書の審査及び支払に関する事務を行う事業者（以下「事業者」という。）との契約により、保険医療機関等から組合員及び被扶養者の療養又は指定訪問看護に要する費用の請求があつた場合における診療報酬請求書の内容の審査及び支払に関する事務を基金又は事業者に委託することができる。

- 3 組合は基金との契約により、第16条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務を基金に委託することができる。
- 4 第16条第3項の規定は、前3項の契約について準用する。
- 5 大臣又はその委任を受けた者は、第2項又は第3項の契約をしようとする場合は、契約の目的、委託金の額、支払請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。

（休業手当金の給付事由及び期間）

第19条 法第68条第5号の規定により、規定で定める事由及び期間は次の各号に掲げる事由及び期間とする。

- (1) 組合員の配偶者、子又は父母で被扶養者でない者の病気又は負傷
所属機関の長が認めた期間
- (2) 組合員の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の通信教育の面接授業への出席
（所属機関の長がそのために休暇を認めた場合に限り。）
支部長が必要と認めた当該授業に要する期間
（出産に関する特別休暇）

第19条の2 令第11条の3の10第2項第3号に規定する出産に関する特別休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるものは、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第1号又は第2号に掲げる場合における休暇とする。

（介護休暇）

第19条の3 令第11条の3の11第3号に規定する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項に規定する介護休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第5項の規定により休職者とされた者の所属する職員団体が定める介護休暇に相当する休業
- (2) 人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第6号に掲げる場合における休暇
- (3) 刑務共済組合就業規則第30条に規定する介護休暇
（短期給付の請求及び支払）

第20条 組合員は、法第51条に規定する短期給付（療養の給付を除く。）を組合に請求する場合は、当該請求書に係る書類を添え、その所属所長を経由して支部長に提出しなければならない。

- 2 支部長は、前項の請求書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査の上、給付金額を決定し、支払わなければならない。
- 3 療養費、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金は、毎月分割して支給し、移送費（家族移送費を含む。）、出産費（家族出産費を含む。）、埋葬料（家族

埋葬料を含む。）、弔慰金（家族弔慰金を含む。）及び災害見舞金は、その請求のあつた都度審査の上、支給するものとする。

- 4 支部長は、第1項の規定による請求書を受領した場合に第2項による決定額が請求額と異なるとき又は請求に応ずることができない場合は、本部長が別に定める給付金決定通知書を作成し、所属所長を経由して当該組合員に通知しなければならない。

（附加給付の請求及び支払）

第21条 定款第18条又は第19条の規定により、出産費附加金又は家族出産費附加金の支給を受けようとする者は、それぞれ施行規則第106条に規定する請求書に併記して請求するものとする。

- 2 施行規則第109条の規定は、定款第20条により傷病手当金附加金の支給を受けようとする者について準用する。この場合において、施行規則第109条中「傷病手当金請求書」とあるのは、「傷病手当金請求書を取り繕つた傷病手当金附加金請求書」とする。

（高額療養費支給整理簿）

第21条の2 支部長は、組合員に法第60条の2の規定による高額療養費（令第11条の3の3第5項から第9項までの規定による高額療養費を除く。）を支給した場合は、当該組合員ごとに高額療養費支給整理簿を備え、当該高額療養費の額その他所要の事項を記載しなければならない。

- 2 支部長は、前項の高額療養費支給整理簿の作成に係る組合員が他の支部に所属する組合員となつたときは、遅滞なく、当該高額療養費支給整理簿を当該他の支部長に送付し、その写しを保管しなければならない。

（提出書類の省略）

第22条 組合員は、短期給付のうち二以上の給付を請求する場合には、これらの給付の請求の際併せて提出すべき書類が同一であるときには、施行規則第96条の規定に基づき、これを一の提出書類に省略し、これらの給付を請求することができる。

- 2 前項の規定により提出書類を省略した場合は、その当該申請書の余白に提出書類の付いている申請書に係る短期給付の名称を記載するものとする。

（給付金の返納又は追給）

第23条 支部長は、短期給付の給付金を支払つた後に、当該給付金について返納又は追給すべき事由が明らかとなつた場合には、本部長が別に定める給付金返納通知書により当該組合員にその過払金を返納させ、又は給付金決定通知書により追給金を支払わなければならない。

第24条 削除

（給付期間満了の通知）

第25条 支部長は、法第59条により、継続して療養を受けている者の給付期間が満了するに至つたときは、その者及び現に療養を受けている療養機関に、その旨を通知するものとする。

（長期給付の請求及び決定通知）

第26条 第10条の規定は、施行規則第119条の10の規定により、長期給付に関する書類を連合会に提出する場合について準用する。

- 2 本部長は、連合会から長期給付の決定通知があつたときはその旨支部長に通知するものとする。

第5章 福祉事業

（福祉事業）

第27条 定款第23条の規定により組合が行う福祉事業の運営に関する規則については大臣が財務大臣と協議して別に定める。

第6章 掛金等及び負担金

(福祉事業に係る掛金等及び負担金)

第28条 定款第24条に規定する福祉事業に充てるべき掛金等及び負担金は、同条に規定する短期給付に充てるべき掛金等及び負担金と合わせて徴収又は交付を受けるものとする。

(掛金等還付通知書)

第29条 施行規則第120条の4に規定する通知書は、本部長が別に定める掛金等還付通知書によるものとする。

(短期給付掛金の払込方法)

第30条 支部長は、給与支給機関から所属の組合員に係る短期給付掛金の払込みを受ける場合は、本部長が別に定める短期給付掛金払込通知書を併せて受けるものとする。

2 支部長又は所属所長は、掛金以外の金額で当該組合員が組合に対して支払うべき金額(長期給付に充てるための退職等年金分掛金及び組合員保険料(以下「長期給付掛金等」という。))を除く。)があるときは、給与支給機関に対して徴収依頼書を作成し、当該金額の徴収を依頼するとともに、その払込みを受ける場合には弁済金払込通知書を併せて受けるものとする。

(介護納付金に係る掛金の払込方法)

第30条の2 給与支給機関は、法第101条の規定により、介護納付金に係る掛金(以下「介護掛金」という。)に相当する金額を控除した場合には、これを指定銀行の刑務共済組合本部長口座あて払い込むとともに、本部長が別に定める介護掛金払込通知書を本部へ送金しなければならない。

(長期給付掛金等の払込方法)

第31条 給与支給機関は、法第101条第1項又は第2項の規定により、長期給付掛金等に相当する金額を控除した場合は、これを指定銀行の刑務共済組合本部長口座あて払い込むとともに、連合会へ連合会の定める様式による明細書を送付しなければならない。

(過払及び未払の短期給付掛金)

第32条 給与支給機関が支部長に払い込んだ短期給付掛金の金額がその払い込むべき掛金の金額を超過し、又は不足していたときは、支部長は、その超過し、又は不足した金額を当該組合員から次回に徴収する掛金で調整することができる。

2 支部長は、組合員がその資格を喪失したときにおいて、過払の短期給付掛金があるときは掛金等還付通知書を作成し、当該金額を添えて組合員に返還し、未払の短期給付掛金があるときは本部長が別に定める掛金等納入請求書を作成し、当該組合員又は給与支給機関に送付しなければならない。この場合において、その者に対する給付金があるときは当該金額をその給付金より除するものとする。

3 前2項の規定は、短期給付掛金以外の金額で当該組合員が組合に対して支払うべき金額(介護掛金及び長期給付掛金等を除く。)について準用する。

4 支部長は組合員のうち無給休職となつた者、停職となつた者又は令第2条第1項第4号の5若しくは同項第4号の6に掲げる者の短期給付掛金の徴収については、掛金等納入請求書を作成し、所属所長を経由して当該組合員に交付しなければならない。

(過払及び未払の介護掛金)

第32条の2 給与支給機関が控除し、第30条の2の規定により本部長に払い込んだ介護掛金に相当する金額がその払い込むべき介護掛金の金額を超過し、又は不足していたときは、その超過し又は不足した金額を次回に徴収するその者に係る介護掛金をもつて調整することができる。

2 支部長は、組合員がその資格を喪失したときにおいて、過払の介護掛金があるときは、当該組合員から本部長が別に定める介護掛金還付請求書を徴し、これを本部長へ送付するとともに、掛金等還付通知書を作成し、当該組合員に送付するものとする。この場合には、本部長は当該還付金額を当該組合員に返戻しなければならない。

3 支部長は、未払の介護掛金があるときは、掛金等納入請求書を作成し、組合員又は給与支給機関に送付しなければならない。

4 前条第4項の規定は、介護掛金について準用する。

(過払及び未払の長期給付掛金等)

第33条 給与支給機関が第31条の規定により本部長に払い込んだ長期給付掛金等の金額がその払い込むべき長期給付掛金等の金額を超過し、又は不足していたときは、その超過し又は不足した金額を当該組合員から次回に徴収する長期給付掛金等で調整することができる。

2 給与支給機関は、組合員がその資格を喪失したときにおいて、過払の長期給付掛金等があるときは、本部長が別に定める過誤納長期給付掛金等払戻請求書により連合会に払戻請求を行い、その返還を受けて組合員に返戻しなければならない。

3 支部長は、未払の長期給付掛金等があるときは、掛金等納入請求書を作成し、当該組合員に送付しなければならない。

4 第32条第4項の規定は、長期給付掛金等について準用する。

(継続長期組合員となつた者の資格取得届)

第34条 法第124条の2第1項の規定により公庫等職員である期間引き続き組合員である者とされることとなつた者(以下「継続長期組合員」という。)は、施行規則第128条の2第1項に規定する継続長期組合員資格取得届出書に履歴書を添付して、その者の所属していた支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項に規定する書類を受理したときは、遅滞なく、その内容を審査し、必要な証明をした上、本部長に提出するものとする。

(継続長期組合員の報酬等及び掛金等の払込み)

第35条 継続長期組合員に係る令第44条の4に規定する一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして規則で定める給与は、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第5項の規定による報酬とする。

2 継続長期組合員に係る令第44条の4に規定する一般職員の期末手当等に相当するものとして規則で定める給与は、継続長期組合員が受ける給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第19条の4、第19条の7及び第19条の8に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

3 継続長期組合員は、その者が継続長期組合員となる直前に所属していた支部に所属するものとする。

4 本部長は継続長期組合員に係る掛金等及びこれらに係る負担金の払込みを受ける場合には、本部長が別に定める長期給付掛金等払込通知書及び長期給付負担金払込通知書を併せて受けるものとする。

5 第33条第1項の規定は、継続長期組合員について準用する。

(組合職員の報酬等)

第36条 組合職員に係る令第45条第1項に規定する一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして規則で定める給与は、給与法の適用を受ける職員の報酬に含まれる給与に相当する給与とする。

2 組合職員に係る令第45条第1項に規定する一般職員の期末手当等に相当するものとして規則で定める給与は、組合職員が受ける給与のうち前条第2項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

(連合会への提出手続)

第37条 本部長は、第10条、第11条、第26条第1項及び第33条第2項の規定により、支部長から書類の提出があつたときは、遅滞なく、これを連合会に提出するものとする。

第7章 任意継続組合員に係る特例

(任意継続組合員となるための申出)

第38条 組合員(定款第13条第1号及び第3号に掲げる者に限る。)であつた者で、任意継続組合員(定款第14条第5項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。)となることを希望するものは、本部長が別に定める任意継続組合員となることの申出書(第40条第1項において「申出書」という。)を当該組合員であつた者がその退職の際に所属していた所属所長を経由して支部長に提出するものとする。

(所属支部)

第39条 任意継続組合員は、その者が当該任意継続組合員となる直前に所属していた支部に所属するものとする。

(任意継続掛金額の通知等)

第40条 支部長は、第38条の規定により提出された申出書を受理したときは、定款第24条の規定による任意継続掛金の額(次項において「任意継続掛金額」という。)を本部長が別に定める任意継続掛金額決定通知書により当該任意継続組合員に対し通知しなければならない。

2 支部長は、給与法等の改正等により令第49条の2に規定する任意継続組合員の標準報酬の月額に変更があつた場合又は定款第24条に規定する掛金率に変更があつた場合は、本部長が別に定める任意継続掛金額変更等通知書により当該任意継続組合員に対し変更後の任意継続掛金額その他必要な事項を通知しなければならない。

(任意継続組合員でなくなることの申出)

第41条 任意継続組合員は、任意継続組合員でなくなることを希望するときは、本部長が別に定める任意継続組合員でなくなることの申出書を当該任意継続組合員の所属する支部長に提出するものとする。

(様式の特例)

第42条 任意継続制度に係る給付金決定通知書、結婚手当金請求書及び給付金返納通知書は、本部長

が別に定めるそれぞれの様式の表面最上欄右側の余白に「任」の表示をしたものとする。

(細則)

第43条 この章に定めるもののほか、任意継続掛金の払込方法その他任意継続組合員に関し、必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

第8章 財務

(出納職員)

第44条 施行規則第16条に規定する出納役及び同規則17条に規定する出納主任は、別表第2に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。

(資金の回送)

第45条 本部長は、支部の短期給付に係る費用の支払資金に不足を生じたときは、支部長の請求に基づき、その不足額を回送するものとする。

2 本部長は、毎事業年度の事業計画及び予算に基づき、支部の業務に要する資金を回送するものとする。

3 支部長は、前項の規定により回送を受けた資金のうち、支部の事務費又は旅費に充てるべき資金を翌年度以降に支出しようとするときは、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。

(契約)

第46条 施行規則第25条に規定する契約担当者は、本部長及び支部長とする。

2 支部長は、予定価格が20万円を超える契約をしようとする場合には、本部長の承認を得なければならない。ただし、本部長があらかじめ認めた契約については、この限りではない。

(出納の締切り)

第47条 施行規則第41条第1項に規定する毎日の出納締切時刻は、午後4時とする。

第9章 監査

(監査)

第48条 定款第9章に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行う。

3 臨時監査は、出納主任に異動があつた場合及び本部長又は支部長が必要と認めた場合に行う。

(監査員)

第49条 本部の監査員は、本部長の命を受けて本部の定期監査及び臨時監査並びに支部の臨時監査を行い、支部の監査員は、支部長の命を受けて当該支部の定期監査及び臨時監査を行う。

2 本部又は本省支部の監査員は、本部長又は本省支部の支部長が法務省矯正局に勤務する職員のうちからそれぞれ任命し、その他の支部の監査員は、当該支部の支部長が当該支部の所属組合員のうちから任命する。ただし、本部又は本省支部の監査員については、本部長又は本省支部の支部長が特に必要と認める場合は、その他の支部の組合員のうちから任命することができる。

(矯正管区支部長が行う管区支部の臨時監査)

第50条 矯正管区の支部長は当該管区内に設置された支部について必要と認めた場合は、臨時監査を行うことができる。

2 前項の規定に基づき行われる臨時監査の監査員は、当該矯正管区内に勤務する職員のうちから任命する。

(監督の立会)

第51条 監査員が監査を行う場合には、会計単位の長（施行規則第8条に規定する会計単位の長をいう。以下同じ。）及び出納職員（施行規則第20条第1項に規定する出納職員をいう。以下同じ。）は監査に立会しなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立ち会うことができない場合は、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査権限)

第52条 監査員は、会計単位の長、出納職員又はその代理者に対し、現金、預金通帳、貯金通帳、帳簿及び証ひよう書類の提示、事実の証明、資料の作成、その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査報告書)

第53条 監査員は、監査を終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、本部の監査員にあつては本部長に1通を、支部の監査員にあつては、監査を命じた支部長に2通をそれぞれ提出しなければならない。

- (1) 監査の年月日
- (2) 監査対象期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査結果の概要
- (5) 当該監査に対して直接注意した事項
- (6) 文書をもつて注意しなければならない事項
- (7) その他参考となるべき事項

2 支部長は、前項の監査報告書を受けたときは、その1通を本部長に提出しなければならない。ただし、支部長（矯正管区の支部長を除く。）が本部長に提出する場合は、当該矯正管区支部長を経由するものとする。

(監査の事故報告)

第54条 監査員は、監査中に重大な事故を発見した場合には、直ちに本部の監査員にあつては本部長に、支部の監査員にあつては監査を命じた支部長に、それぞれ報告しなければならない。

2 本部長又は支部長は、前項の報告を受けたときは、本部長にあつては大臣に、支部長にあつては本部長を経由して大臣にそれぞれ報告し、採るべき措置について指示を受けなければならない。

(外部監査の報告)

第55条 支部長又は所属所長は、法第116条第3項の規定により監査を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を本部長に提出しなければならない。この場合において所属所長は、支部長を経由して報告書を提出するものとする。

- (1) 監査を実施した者の官職氏名
- (2) 監査の年月日
- (3) 監査の対象期間
- (4) 監査事項
- (5) 監査結果（当該監査員から受けた指示事項があるときは、明記すること。）
- (6) その他参考となるべき事項

2 第53条第2項ただし書の規定は、前項の規定により報告を提出する場合に準用する。

第10章 雑則

(書類の保存期間)

第56条 組合の運営に関する書類で、施行規則第124条第1号から第5号までに規定する書類以外の書類の保存期間は、その処理の終わった翌事業年度から起算して、次の各号に掲げる期間とする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 永続的通達及び人事関係書類 | 永久 |
| (2) 一次的通達 | 5年 |
| (3) 施行規則第124条第6号に規定するその他の証ひよう書類 | 3年 |
- (組合職員の任免等)

第57条 組合職員のサービスの基準、給与等については、刑務共済組合就業規則で定める。

(その他)

第58条 この規定に定めるもののほか、本部又は支部の業務の執行に関し必要な事項は、それぞれ本部長又は支部長がこれを定める。

附 則 (平成元年4月21日変更)

- この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 定款附則第3項の規定により行う財形持家融資事業等の運営に関する規則については、大臣が大蔵大臣に協議して別に定める。
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第56号)第6条4項に規定する運営規則で定める仮定俸給の額は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた俸給の調整の措置にならば、当該休職等の期間について人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)第44条第1項に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われたとしたならばその者が当該期間内において受けるべきであった俸給の額を基準として本部長が定める額とする。

附 則 (平成元年10月17日変更)

この規則は、公布の日から施行し、変更後の別表第1は、平成元年10月2日から適用する。

附 則 (平成2年3月29日変更)

この規則は、平成2年3月29日から施行し、変更後の別表第1は、平成2年3月1日から適用する。

附 則 (平成2年6月11日変更)

この規則は、平成2年6月11日から施行し、変更後の別表第1は、平成2年6月8日から適用する。

附 則 (平成4年4月13日変更)

この規則は、平成4年4月13日から施行する。

附 則 (平成5年1月6日変更)

- この変更は、平成5年1月6日から施行する。
- 変更後の第53条及び別表第2は平成4年9月1日から適用する。

附 則 (平成6年10月1日変更)

- この変更は、平成6年10月1日から施行する。

- 2 変更後の第20条第3項の規定は、平成6年10月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 出産の日が平成6年10月1日前である出産費附加金、配偶者出産費附加金及び育児手当金附加金の請求については、なお従前の例による。
- 4 平成6年10月1日前に行われた看護又は移送に係る申請書の提出については、なお従前の例による。

附 則（平成7年4月1日変更）

この変更は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月27日変更）

この変更は、平成7年6月27日から施行し、変更後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成8年5月11日変更）

この変更は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成8年7月3日変更）

この変更は、平成8年7月3日から施行し、変更後の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則（平成9年4月1日変更）

この変更は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日変更）

この変更は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日変更）

この変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日変更）

この変更は、平成12年3月31日から施行し、変更後の第20条第3項の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日変更）

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月24日変更）

この変更は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日変更）

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日変更）

この変更は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月5日変更）

この変更は、平成14年12月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日変更）

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日前に国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第1号に規定する国家公務員共済組合連合会の経営する医療機関又は薬局から同項の規定により受けた療養の給付に係る一部負担金の支払については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日変更）

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日変更）

この変更は、平成17年4月1日から施行し、変更後の附則第3項の規定は、平成元年4月1日から適用する。ただし、変更後の第17条の2の規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日変更）

この変更は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1高松矯正管区支部の項の変更規定及び徳島刑務所支部、高松刑務所支部、松山刑務所支部及び高知刑務所支部の項を削る変更規定は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日変更）

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日変更）

この変更は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日変更）

この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日変更）

この変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日変更）

この変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第21条第1項における出産費附加金及び家族出産費附加金の規定は、出産の日が平成26年4月1日以後である組合員及び組合員であった者の請求について適用する。
- 3 施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔意金附加金の請求については、なお従前の例による。
- 4 平成26年3月31日までに婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。）における結婚手当金の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月1日変更）

この変更は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日変更）

この変更は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日変更）

この変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日変更）

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月11日変更）

この変更は、平成29年9月11日から施行し、変更後の第19条の3の規定は平成25年4月1日から、変更後の第4条第3項第2号、第6条及び第21条の2第1項の規定は平成29年8月1日

から適用する。

附 則（平成30年10月1日変更）

この変更は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日変更）

この変更は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日変更）

この変更は、令和2年5月1日から施行する。